

# 産前産後休業終了時改定申出書 (標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届)

<input type="checkbox"/> 産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 ※必ず□に✓を付してください。 長野県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日				フリガナ							
				氏名							
基礎年金番号		性別 男・女		生年月日	昭和・平成	年	月	日			
		組合員等		記号		番号					
フリガナ				生年月日		令和	年	月	日		
産前産後休業に係る子の氏名											
産前産後休業期間		初日	令和	年	月	日	末日	令和	年	月	日
改定前における標準報酬の等級及び月額				等級		月額					
				短期		千円					
				厚年		千円					
		退職等		千円							
産前産後休業の終了日（末日）の翌日が属する月以後、3カ月間の報酬月額											
算定対象月	支払基礎日数	要勤務日数 (育児短時間者のみ)	固定的給与		非固定的給与		合計				
年 月	日	日	円		円		円				
年 月	日	日	円		円		円				
年 月	日	日	円		円		円				
報酬総額							円				
(支払基礎日数が17日未満の月を除く※)							平均額 (円未満切捨て)			円	
改定年月日				令和 年 月 日							
改定後における標準報酬の等級及び月額				等級		月額					
				短期		千円					
				厚年		千円					
		退職等		千円							

※ 以下の要件を満たす場合、産前産後休業等終了日の翌日の属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目（例「産前産後休業等終了日の翌日の属する月」が4月である場合は7月）の標準報酬月額から改定されます。

- ① 従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に1等級以上（固定的給与の変動がなくてもよい）の差が生じるとき。
- ② 産前産後休業等終了日の翌日の属する月以後3カ月のうち、少なくとも1カ月における「報酬の支払の基礎となる日数」が17日以上であること。

※ 育児短時間勤務により、1月当たりの勤務を要する日数が17日未満とされた場合（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項第3号、第4号又は第5号により、勤務日数が17日未満とされる者）は、要勤務日数の4分の3（端数切上げ）に相当する日数以上勤務した場合、支払基礎日数が17日以上である月とみなします。

※ 短期組合員の場合、上記の17日と記載された箇所について、以下の通り読み替えてください。

- ・ 地共済法施行令第2条第1項第6号に掲げる組合員：17日（17日以上無い場合は15日）
- ・ 地共済法施行令第2条第1項第7号に掲げる組合員：11日

上記の記載事項を確認したので提出します。	
令和 年 月 日	
職名	
所属機関の長	
氏名	



課長	課長補佐	係長	係	担当者	入力年月日	
					決裁年月日	